

別表1（第3条関係）

（1）病床確保支援事業

<p>事業概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び消毒経費等を補助することにより必要な病床を確保する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床が生じた医療機関（以下、「院内感染発生医療機関」とする。）に対して支援を行う。</p>
<p>補助事業者</p>	<p>感染症患者等入院医療機関</p>
<p>基準額</p>	<p>（1）病床確保料</p> <p>ア 5月7日まで</p> <p>医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は別表3のとおりとする。また、事前に患者を受け入れる医療機関として、県と協定を締結した医療機関（以下、「協定締結医療機関」とする）において、即応病床使用率（前3ヵ月間）が県平均の70%を下回る医療機関については、別表4のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合はこの限りではない。</p> <p>※ 休止病床については、即応病床1床当たり休床2床まで（ICU・HCU病床は休床4床まで）を補助の上限とする。</p> <p>イ 5月8日から9月30日まで</p> <p>医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は別表5のとおりとする。</p> <p>※ 休止病床については、即応病床1床当たり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。</p> <p>ウ 10月1日以降</p> <p>（ア）協定締結医療機関</p> <p>医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は別表6のとおりとする。</p> <p>※ 休止病床については、即応病床1床当たり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。</p> <p>（イ）院内感染発生医療機関</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がある医</p>

	<p>療機関であって、G-MIS に入院受入状況等を確実に入力する医療機関の病床に係る 1 日 1 床あたりの病床確保料の上限額は別表 7 のとおりとする。なお、補助対象期間は院内感染が発生した日から、最後の陽性者が療養解除となった日（上限）までの期間とする。</p> <p>(2) 消毒経費等 知事が必要と認めた額 (ただし、令和 5 年 9 月 30 日までの経費に限る。)</p>
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床の確保に必要な経費及び患者退院後の消毒経費。
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。</p>
補助対象期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
適用除外項目	第 5 条（10）（ただし、補助対象経費が病床確保料のみの場合に限る。）及び第 7 条
その他	<p>(1) 病床確保の対象となる病床は、県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保した病床に限る（感染症病床及び新型コロナウイルス感染症患者等を受入れるために休床とした病床を含む。）。これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受入れてはいけないものとする。</p> <p>(2) 病床確保の対象は空床に係る経費であり、空床日数については、以下①、②の日数の合計とする。</p> <p>①県からの要請に基づき病床を確保した日から新型コロナウイルス感染症患者等の入院前日まで</p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者等の退院後、消毒等のため空床とした日数</p> <p>なお、診療報酬が発生した日は空床日数から除く。</p> <p>(3) 多床室で新型コロナウイルス感染症患者等を受入れ、当該患者等が使用しない病床を空床にせざるを得なかった</p>

	<p>場合、当該病床についても病床確保の対象とする。</p> <p>(4) 消毒に係る経費については、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒等を行った場合に要した額を補助対象とする。</p> <p>(5) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受入れなかった場合には、病床確保料の返還又は申請の取り下げを行うこと。</p> <p>(6) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を実行することにより入院受入状況等を正確に把握出来るようにすること。</p> <p>(7) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、県に処遇改善内容の報告をするものとする。</p> <p>(8) 病床確保料は、医療機関が、県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入要請があれば即時に患者を受入可能とするために人員配置を含めた入院受入体制を整えた場合の補助となるため、一時的に看護師等が配置できず新型コロナウイルス感染症患者の入院受入ができない病床はその間、交付対象とならないことや、当該病床を確保するために休止している病床があれば、同様に交付対象とならないことに留意すること。</p> <p>(9) 院内感染発生医療機関については、院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関も本事業の対象となるが、当該医療機関は、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を県へ提出すること。</p> <p>(10) 院内感染発生医療機関の病床確保料に係る事項については(1)、(2)、(3)及び(7)の限りではないことに留意すること。</p> <p>(11) 当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。</p>
--	---

別表3（別表1（1）関係）

① 重点医療機関である特定機能病院等

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 436,000円/日

HCU 1床当たり 211,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 436,000円/日

HCU 1床当たり 211,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日

② 重点医療機関である一般病院

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 301,000円/日

HCU 1床当たり 211,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 301,000円/日

HCU 1床当たり 211,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日

③ その他医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

別表4（別表1（1）関係）

①重点医療機関である特定機能病院等

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 305,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 305,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

②重点医療機関である一般病院

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 211,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 211,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日

③その他医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 68,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 11,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 68,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床	1床当たり	11,000円/日
---------	-------	-----------

別表5（別表1（1）関係）

①重点医療機関である特定機能病院等

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 218,000円/日

HCU 1床当たり 106,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 37,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は2床まで）

ICU 1床当たり 218,000円/日

HCU 1床当たり 106,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 37,000円/日

②重点医療機関である一般病院

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 151,000円/日

HCU 1床当たり 106,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は2床まで）

ICU 1床当たり 151,000円/日

HCU 1床当たり 106,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

③その他医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は2床まで）

ICU 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能

な病床を確保する場合	1床当たり	41,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	16,000円/日

別表6（別表1（1）関係）

①特定機能病院等		
・稼働病床の病床確保料の上限額		
ICU	1床当たり	174,000円/日
HCU	1床当たり	85,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	30,000円/日
・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は2床まで）		
ICU	1床当たり	174,000円/日
HCU	1床当たり	85,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	30,000円/日
②その他医療機関		
・稼働病床の病床確保料の上限額		
ICU	1床当たり	121,000円/日
HCU	1床当たり	85,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	29,000円/日
・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は2床まで）		
ICU	1床当たり	121,000円/日
HCU	1床当たり	85,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	29,000円/日

別表7（別表1（1）関係）

1. 特定機能病院等		
① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床の病床確保料の上限額		
ICU	1床当たり	174,000円/日
HCU	1床当たり	85,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	30,000円/日
※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働		

省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円／日

- ② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料の上限額（①1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで））

ICU 1床あたり 174,000円／日

HCU 1床あたり 85,000円／日

上記以外の病床 1床あたり 30,000円／日

- ※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円／日

2. その他医療機関

- ① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床の病床確保料の上限額

ICU 1床あたり 121,000円／日

HCU 1床あたり 85,000円／日

上記以外の病床 1床あたり 29,000円／日

- ※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円／日

- ② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料の上限額（①1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで））

ICU 1床あたり 121,000円／日

HCU 1床あたり 85,000円／日

上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日

※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日